

令和3年度任用 築上町会計年度任用職員募集要項

受付期間

- ▶ 令和3年12月7日(火)～12月14日(火)
8時30分～17時00分

※土曜日・日曜日・祝日は受け付けておりません。



築上町役場 子育て・健康支援課 子育て支援係
〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2
電話 0930-56-0300 (内線 142)

令和3年度任用 築上町会計年度任用職員募集要項

令和4年1月から任用する会計年度任用職員を募集します。この募集要項をよく読んで申込みをしてください。

会計年度任用職員とは？

令和2年4月からはじまった「会計年度任用職員」制度で任用される地方公務員法の規定に基づく非常勤職員のことです。

一会計年度（4月1日～3月31日）を超えない範囲内で任期が定められます。

築上町では1週間あたりの勤務時間が常勤職員（38時間45分）よりも短いパートタイムの会計年度任用職員を募集します。



1. **募集職種** 一般事務補助
2. **採用予定人数** 1人
3. **受験資格** パソコン操作（エクセル・ワード）ができる方（年齢制限はありません）
 - ① 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 築上町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - ② 日本国籍を有しない人も、下記のどちらかに該当する人は受験できます。
 - (1) 出入国管理及び難民認定法による永住者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
4. **選考方法** 書類選考、面接
5. **勤務時間** 午前8時30分から午後4時／午前9時30分から午後5時
6. **勤務日数** 週5日
7. **勤務場所** 築上町役場 本庁
8. **業務内容** 子育て支援係業務の補助及び書類整理等
9. **選考日** 令和3年12月下旬
10. **選考結果通知** 令和3年12月下旬
11. **申込方法・受付期間など**

申込方法	『築上町会計年度任用職員募集申込書』を子育て・健康支援課へ提出してください。 ※必要事項を記入のうえ、必ず写真（たて4cm×よこ3cm）を貼付してください。 【提出先住所】 築上町役場 本庁 1F 子育て・健康支援課 子育て支援係 〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2
応募資格	パソコン操作（エクセル・ワード）ができる方
受付期間	郵送・持参ともに、令和3年12月14日（火）17時00分まで
その他	募集申込書や添付書類は返却いたしませんのでご了承ください。

1 2. 募集申込書の記入についての留意点

注意事項	内容
①募集申込書	・記入にあたっては、 黒色のペン又はボールペン を使用してください（鉛筆、消えるペン不可）。 ・募集申込書は、コピーして使用できます。 ・記入もれや記載事項に不備がある場合は受け付けられません。 ※印をつけた太枠内の項目は記入しないでください。
②職種区分	一般事務補助
③写真	写真は、 3か月以内に撮影 したもので、帽子をつけずに上半身を正面から撮影したものを貼付してください。
④住所等	通知先の希望が現住所と異なる場合は、通知先を「通知の際の連絡先」欄に記入してください。
⑤資格・免許、職歴	記入欄が不足する場合は、募集申込書をコピーして続きを記入してください。
⑥志望動機・自己PR	必ず記入してください。
⑦築上町役場以外での仕事	パートタイムの会計年度任用職員は営利企業に従事することが可能です。築上町会計年度任用職員として採用された場合に町での業務以外に別の会社等で仕事をする予定があれば、その仕事の職種などを記入してください。

1 3. 個人情報の取扱いについて

募集申込書に記載された個人情報については、築上町会計年度任用職員に係る選考及び任用の手続きに必要な範囲内で利用します。

【勤務条件について】

- **報酬** 月額 139,442円～142,055円
- **休日** 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始ほか勤務割による
- **職務** 地方公務員法に規定されるサービスの各規定（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。
- **加入保険** 社会保険、雇用保険
- **公務災害** 労働者災害補償保険制度または築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
- **条件付採用** 任用は全て条件付のものとし、任用後1か月間（1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。
- **再度の任用** 一会計年度の任期終了後、人事評価等により公募によらず同一の職務内容の職に再度任用される場合があります。ただし、機構改革や人員配置の見直し等により、その職がなくなった場合はこの限りではありません。